

規制改革等3か年計画2005 ～ 「保険」関係

制度調査部
堀内勇世

規制改革等3か年計画2005～金融関係編4

【要約】

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」が閣議決定された。

これは、今後の規制改革などの方向を示すものである。

「保険」の項目を引用する。

1. 3か年計画(改定)の閣議決定

平成17年(2005年)3月25日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(注1)が閣議決定された。これは、平成16年(2004年)3月19日に閣議決定された「規制改革推進・民間開放推進3か年計画」(注2)を、「規制改革・民間開放推進会議」での審議結果等を踏まえて、見直したものである。

この「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」は、今後の規制改革などの方向を示すものである。

ここでは、参考までに「措置事項」の「7 金融関係」の中の「エ 保険」の項目を引用する(注3)。

(注1) 「規制改革・民間開放推進会議」の次のHP参照

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2004/0325/index.html>

(注2) 内閣府の次のHP参照。

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/040319/index.html>

(注3) 「ア 銀行」「イ 協同組織金融機関」「ウ 証券」については以下のレポート参照。

「規制改革等3か年計画2005～『銀行』関係」(堀内勇世、2005.3.29作成)

「規制改革等3か年計画2005～協同組織金融機関関係」(堀内勇世、2005.3.29作成)

「規制改革等3か年計画2005～『証券』関係」(堀内勇世、2005.3.29作成)

2. 「規制改革・民間開放推進会議」とは

平成13年(2001年)4月以降、規制改革の推進にあたり重要な役割を果たしてきた「総合規制改革会議」は、平成16年(2004年)3月をもって終了した。しかしながら、それ以降も規制改革を推進する必要性があった。そこで、平成16年4月、内閣総理大臣の諮問に応じ、民間有識者13名から構成される「規制改革・民間開放推進会議」が内閣府に設置され、より一層の規制改革のため活動している。なお設置期間は、平成19年(2007年)3月31日までとされている。

3. 「保険」の項目

「工 保険」の項目を引用する。なお、編集の関係で、省略等の処理を行っている。

事項名	措置内容	実施予定次期		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
1. 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 (金融庁)	特別勘定が設定された保険商品のうち最低保証のないものについては、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権を保護する措置を講ずる。 (第 162 回国会に係る法案提出)	法案提出		
2. 特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 (金融庁)	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討	検討	
3. 損害保険に関する契約者保護制度の見直し (金融庁)	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて結論を得、所要の措置を講ずる。 (第 162 回国会に係る法案提出)	法案提出	措置	
4. 保険契約移転時における移転単位の見直し (金融庁)	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点から踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。	検討	結論	

5. 保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化 (金融庁)	保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。	検討	検討	
6. 保険商品審査期間の一層の短縮 (金融庁)	現行 90 日とされている保険商品の審査期間については、当該認可申請・届出が定型化された簡易なものである等、短期間での審査が可能であるものである場合には原則 60 日とする短縮が図られているが、消費者ニーズに対応する商品開発の迅速化に資する観点から、審査期間の更なる短縮について引き続き努力する。	逐次実施		
7. 保険商品審査基準の透明性確保 (金融庁)	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請及び届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	逐次実施		
8. 企業向け自動車保険における特約自由方式の対象範囲の拡大 (金融庁)	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる特約自由方式について、自動車保険のフリート契約（自ら所有・使用する自動車の保険契約締結台数が 10 台以上となる契約）における現行対象範囲を拡大することについて結論を得、所要の措置を講ずる。	検討・結論	措置（平成 17 年度前半ガイドライン改正）	
9. 届出制対象保険種目における事業方法書記載事項の届出制全面移行 (金融庁)	届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするよう、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 62 号）】	措置済（7 月施行）		

10. 銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 (金融庁)	銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。	結論を踏まえ措置	実施	
11. 生命保険の構成員契約規制 (金融庁)	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討	検討	
12. 保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能業務の拡大 (金融庁)	<p>本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、</p> <ul style="list-style-type: none"> a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務 b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務 c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務 d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務 e 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務 f 個人の財産形成に関する相談業務 g データ処理業務 <p>といった業務を同一の会社で営むことについて検討する。</p> <p>【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 62 号）】</p>	措置済（7 月施行）		

13. 保険会社の「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う子会社による証券仲介業の兼営 (金融庁)	当該業務の担い手の在り方や、業務範囲規制(本件子会社の業務が特に限定されていることを含む。)等の保険会社の子会社の業務の在り方を踏まえつつ、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社が証券仲介業を併せ営むことの是非について、検討する。		17年度以降検討	
14. 従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大 (金融庁)	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社その他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。	検討	検討	
15. 複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し (金融庁)	どのような場合において保険会社その他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題が無いかということ踏まえた上で、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする。 (第162回国会に係る法案提出)	法案提出		
16. 保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁 (金融庁)	保険会社の付随業務として「信託業務の代理又は事務代行」を加えることについて、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ、速やかに検討を行う。	検討	検討	

17. 保険会社本体による 投資顧問契約等の締結の勧誘 (金融庁)	金融審議会において投資サービスの勧誘主体についての検討が行われる予定であることを踏まえ、保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことの是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う。		検討開始	
18. 保険会社本体による 投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁 (金融庁)	保険会社本体が投信販社契約締結の代理もしくは媒介を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や、他業リスクの制限等の保険会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。		検討	
19. 保険会社本体・子会社による証券仲介業者支援業務の解禁 (金融庁)	保険会社又は保険会社の子会社である証券仲介専門会社が「証券仲介業者事務支援業務」を行うことの是非について、当該業務の担い手の在り方や他業リスクの制限等の保険会社及びその子会社の業務の在り方を踏まえつつ検討する。		検討	
20. 保険代理店の登録制度における特例措置 (金融庁)	保険契約者の利便の向上の観点から、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを図りつつ、電子化実施後も同様の運用で対応する。	一部措置済 (1月)	措置	
	また、一定期間後において、当該運用実施を踏まえ、個人代理店の店主死亡時の場合について、なお制度整備の必要があるかどうかについて、保険契約者の保護の観点に十分留意しつつ検討する。	16年度以降 に検討		

<p>21. 変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルール の明確化 (金融庁)</p>	<p>変額年金保険に係る最低保証リスクに見合う責任準備金の積立及びソルベンシー・マージン基準のルールを明確化することについて、日本アクチュアリー会における検討結果を踏まえ、平成 16 年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 16 年内閣府令第 83 号）】 【保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する告示（平成 16 年金融庁告示第 56 号）】</p>	<p>一部措置済 (10月施行)</p>	<p>措置（4月施行予定）</p>	
<p>22. 保険業法上の主要株主規制の整理・緩和 (金融庁)</p>	<p>「保険会社としての定款変更の届出」と「（他の保険会社の）主要株主としての定款変更の届出」を同時に行う場合、当該届出を行う保険会社からの届出があれば、届出の趣旨を明確にした上で重複する提出書類について一組の提出で可とするよう運用上の対応を行うこととする。</p>	<p>措置済</p>		
<p>23. 保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化 (金融庁)</p>	<p>保険議決権大量保有者が提出を行う「変更報告書」の提出事由に関し、保険会社が自社株を購入した等の適当と認められる事由による場合には提出期限を緩和することとする。</p>		<p>措置</p>	
<p>24. 保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続の明確化 (金融庁)</p>	<p>外国当局が求める提出書類等について調査したうえ、ルールの明確化を行う。 【金融庁監督局保険課長通知（平成 16 年 11 月 10 日）】</p>	<p>措置済</p>		

<p>25. 商品自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険期間の延長 (金融庁、国土交通省)</p>	<p>商品自動車の保険期間を現行の6ヶ月以内から1年以内に延長することについては、自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、自動車損害賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を措置する。</p>		措置	
<p>26. 生命保険会社による前払式証票の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁 (金融庁)</p>	<p>16年度末までに、前払式証票の規制等に関する法律施行規則第16条の改正により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加する。 【前払式証票の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第88号)】</p>	措置済(11月施行)		
<p>27. 骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について (金融庁)</p>	<p>保険要件として必要な、偶然性の確保、モラルリスクの排除などについて確認した上で、骨髄採取手術が保険業法上の保険として引受けを行えるよう、平成16年度中にできるだけ速やかに関係府令の改正を実施する。</p>	措置済(平成17年3月施行)		
<p>28. 根拠法のない共済に対する消費者保護ルールの整備 (金融庁)</p>	<p>保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の財産的基礎を要件とする登録制、募集規制(虚偽の表示等の禁止、募集人登録等)等を導入する等、早急に制度の整備をする。 (第162回国会に係る法案提出)</p>	法案提出		